

令和3年4月23日

福生市における新型コロナウイルス感染症対策について

～緊急事態宣言を受けて

福生市新型インフルエンザ等対策本部長

福生市長 加藤 育 男

国からの「緊急事態宣言」及び東京都の方針等を受け、宣言発令等の期間中（令和3年4月25日から5月11日までの間。以下「宣言期間中」という。）の福生市の新型コロナウイルス感染症対策については、次の表のとおり対応する。

なお、宣言期間終了後は、令和3年3月18日付けで定めた「緊急事態宣言」の解除に伴う福生市における対応について」を継続するものとし、その終了期日について、「5月11日」を「5月31日」に改め、適用期間を延長するものとする。

区 分	対 応
時間外開庁（市役所及び保健センター）	宣言期間中、時間外開庁を休止するものとする。 ※交代制在宅勤務の実施に伴い、時間外開庁への職員体制に支障があるため
公共施設	宣言期間中、市内公共施設は、原則として、休館とするものとする。 ※別紙のとおり
学校（小・中学校）	宣言期間中、国及び東京都教育委員会の方針に基づき、感染防止対策を万全に行ったうえで、通常授業を行う。なお、公共の乗り物やバス等を利用する校外学習や、児童・生徒が一堂に集まって行う行事など多くの人を招く行事は実施しない。
保育園	通常どおりの対応 宣言期間中、登園自粛の要請は行わない。ただし、午後7時以降の延長保育については、自粛を要請するものとする。
学童クラブ	通常どおりの対応 宣言期間中、利用自粛の要請は行わない。ただし、午後7時以降の延長育成については、自粛を要請するものとする。
ふっさっ子の広場	学校の対応に準ずるものとする。
イベント等	新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針（令和2年2月26日決定）、国や東京都が示すガイドライン等に基づき、開催制限等について判断するものとする。
市職員の体制	宣言期間中、「交代制在宅勤務」及び「時差出勤」を実施するものとする。
会議	宣言期間中、書面開催又は延期などの感染拡大防止措置を図り、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で実施するものとする。
出張等	宣言期間中、自粛又は電話、メール等による対応を図り、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で行動するものとする。

なお、上記表に定めるほか、必要と認める場合は、本部長の判断により、感染拡大防止に資する対応を追加等し、又は同表の内容の変更等を行うものとする。

各施設の対応

施設区分	施設名	対応	備考
屋内体育施設	中央体育館	宣言期間中、休館とする。	
	熊川地域体育館	宣言期間中、休館とする。	
	福生地域体育館	※令和3年3月16日から同年9月末日(予定)までは、新型コロナウイルスワクチン接種会場設営のため、利用不可とする。	新型コロナウイルスワクチンの接種会場
市民会館・公民館	市民会館	宣言期間中、休館とする。	
	公民館 松林分館 白梅分館	宣言期間中、休館とする。	
	わかざり会館 わかたけ会館 扶桑会館 かえで会館 田園会館 さくら会館 松林会館 白梅会館 福東会館	宣言期間中、休館とする。	
児童館	熊川児童館 田園児童館 武蔵野台児童館	宣言期間中、休館とする。	
その他の施設	輝き市民サポートセンター	宣言期間中、休館とする。	
	プチギャラリー	宣言期間中、休館とする。	
	福庵	宣言期間中、休館とする。	
	旧ヤマジュウ田村家住宅	宣言期間中、休館とする。	
	ふれあいひろば	宣言期間中、利用不可とする。	
	子育て地域活動室	宣言期間中、利用不可とする。	
	郷土資料室	宣言期間中、休館とする。	
	防災食育センター	当分の間、施設見学は中止とする。	現行のまま
	福祉センター	宣言期間中、休館とする。 ただし、次の業務は通常どおりとする。 ・地域包括支援センター熊川(平日のみ) ・障害者・高齢者のデイサービス ・各種相談窓口(予約制)	
まちなかおもてなしステーションくるみるふっさ	宣言期間中、休館とする。		

施設区分	施設名	対応	備考
	リサイクルプラザ（リサイクルセンター内）	宣言期間中、休館とする。	
図書館	中央図書館 武蔵野台図書館 わかぎり図書館 わかたけ図書館	宣言期間中、休館とする。	
学校開放	小・中学校	宣言期間中、開放しない。	
屋外体育施設	福生野球場 ネッツ多摩S&Dフィールド（市営競技場）※ 武蔵野台テニスコート	宣言期間中、休場とする。	※競技場のほか、テニスコート及び会議室を含む。
	加美平野球場 グラウンド テニスコート（上記以外） 市営プール	宣言期間中、休場とする。	
公園	多摩川中央公園及び福生南公園のバーベキュー施設	宣言期間中、施設使用を休止とする。	飲食に係る施設のため
	その他公園施設	宣言期間中、大人数での飲食行為を禁止とする。	福生市都市公園条例第6条

※各施設において、感染予防・感染拡大防止に資する対策について、万全を期すものとする。